

一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会
福利厚生事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という。）に加入する複数の法人が共同（以下「団体」という。）して実施する福利厚生事業（以下「事業」という。）に対して、交付する助成金について必要な事項を定める。

(助成の対象及び額)

第2条 助成の対象は、会員の教養・文化・スポーツ活動等の増進を図る20人以上の事業とし、助成の額は、一件につき30,000円に参加会員一人当たり1,000円を加算したものとし、100,000円を上限とする。

(助成金の申請)

第3条 前条の助成金を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した助成金交付申請書を共済会あて提出しなければならない。

1. 団体の名称・代表者及び所在地
2. 事業の目的及び内容、日時・場所
3. 事業の予算書・経費の配分・使用方法
4. 交付を受けようとする助成金の額
5. その他必要と認める事項

(助成金の交付決定)

第4条 共済会は助成金の交付申請があったときは、その内容を調査し、予算の範囲内で理事長が決定するものとする。

(事業報告)

第5条 助成金交付申請者は、事業の実施後30日以内に事業報告書を共済会に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第6条 事業報告を受けた後、共済会は、第2条にもとづき助成金を支払う。

(助成の制限)

第7条 次の各号に掲げる事業については、助成金を制限する。

1. 事業の支出総額において、助成金より下回る事業
2. 事業の経費において、目的外経費の割合が多い事業
3. 同年度において、複数回開催される事業(1回のみ)
4. 業務にかかる研修事業

(助成金の返還)

第8条 申請者が第4条の助成金を受けた後、虚偽の事実があった場合は、これを返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱にもとづく助成を受けた事業は、原則として、共済会の後援事業とする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より実施する。